

## 津市農林業振興補助金交付要綱

平成18年1月1日訓第47号

改正 平成19年2月9日訓第3号  
平成19年4月1日訓第17号  
平成21年3月31日訓第19号  
平成24年3月31日訓第27号  
平成26年3月31日訓第20号  
平成26年7月31日訓第54号  
平成28年3月29日訓第17号  
令和3年3月31日訓第33号  
令和4年6月13日訓第62号  
令和5年3月8日訓第10号  
令和5年3月28日訓第18号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における農業、林業及び畜産業の振興を図るため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的等)

第2条 補助金の名称、目的、交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）、交付限度額及び交付の対象となる者は、別表のとおりとし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(交付申請の期限等)

第3条 規則第3条第1項の別に定める期日及び同項第4号の市長が必要と認める書類については、別に定める。

(申請の取下げ)

第4条 規則第7条の市長が定める期日とは、補助金の交付の申請をした者が規則第6条の規定による決定の通知を受けた日から起算して10日を経過する日とする。

(実績の報告)

第5条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、補助事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までにこれを行わなければならない。ただし、国の補助金の対象となる補助事業が当該会計年度を超えて継続される場合にあつては、この限りでない。

2 国の補助金の対象となる補助事業が会計年度を超えて継続される場合は、市長が別に定める年度終了実績報告書を補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日までに市長に提出しなければならない。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓の規定は、平成18年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金又は助成金については、なお合併前の津市農林水産業振興補助金交付要綱（平成12年津市訓第22号）、久居市農林関係補助金交付規程（昭和46年久居市規程第8号）、河芸町農林水産関係補助金交付規則（平成7年河芸町規則第2号）、芸濃町地域振興事業補助金交付規則（昭和50年芸濃町規則第8号）、安濃町重要農産物及家畜増産施設補助金交付規程（昭和34年安濃町告示第6号）、（安濃町）主要農作物以外の農作物による経営の安定化の促進に関する助成金交付要綱（平成15年5月1日施行）、一志町補助金等の交付に関する規則（平成12年一志町規則第3号）、産業経済関係補助金等交付要綱（平成13年一志町告示第7号）、白山町産業振興関係補助金等交付要綱（昭和54年白山町要綱第4号）又は林業関係事業補助金等交付要綱（昭和59年美杉村告示第12号）（以下「合併前の要綱等」という。）の例による。

3 合併前の要綱等の規定により、営農・生産団体育成補助金、農業後継者育成補助金、林業研究団体等育成補助金、木材振興対策事業補助金の交付を受けていた団体への平成19年度の当該補助金の交付限度額については、別表の規定にかかわらず、交付対象経費の2分の1の額（平成17年度に合併前の要綱等の規定により交付された補助金の額を限度額とする。）とする。

4 平成19年度に美杉地区の団体等に交付する間伐事業補助金（国からの補

助金の交付を受けている事業に係るものを除く。)の交付限度額については、別表の規定にかかわらず、交付対象経費の100分の86に相当する額とする。

附 則 (平成19年2月9日訓第3号)

この訓は、平成19年2月15日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日訓第17号)

この訓は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日訓第19号)

この訓は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月31日訓第27号)

- 1 この訓は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市農林業振興補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後に着手する補助事業について適用し、同日前に着手する補助事業については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月31日訓第20号)

- 1 この訓は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市農林業振興補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の時点後に着手する補助事業について適用し、同日前に着手する補助事業については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年7月31日訓第54号)

この訓は、平成26年8月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日訓第17号)

- 1 この訓は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市農林業振興補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月31日訓第33号)

- 1 この訓は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市農林業振興補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年6月13日訓第62号)

この訓は、令和4年6月15日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 8 日訓第 1 0 号）

この訓は、令和 5 年 3 月 1 0 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 2 8 日訓第 1 8 号）

この訓は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

補助金の名称		補助金の交付目的	補助事業	交付対象経費	交付限度額	交付の対象となる者
農業振興	国・県対象事業補助金	農業生産組織等の育成を図る。	農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）及び農林水産部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第249号）に規定する補助事業	国・県補助対象事業に要する費用	総事業費から当該事業について、国及び三重県から交付される補助金を控除した額の2分の1に相当する額（国及び三重県から交付される補助金の額を超えないものとする。）	市長が適当と認める団体及び農業協同組合
農業	1 土地改良事業補助金	農業生産の基盤の整備等を図る。	次に掲げる事業 (1) 農業用排水等施設整備事業 (2) 農道等整備事業 (3) ほ場等整備事業 (4) ため池等整備事業 (5) 農用地の改良又は保全事業 (6) 農地耕作条件改善事業 (7) 農業水路等長寿命化・防災減災事業	次に掲げる額の合計額 (1) 事業費から当該事業について国及び三重県から交付される補助金の額を控除して得た額（市単独事業の場合は、事業費）	(1) 次に掲げる額 ア 県営土地改良事業の場合にあっては、「国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体負担割合の指針について」（平成3年5月31日付け農林水産省構造改善局長通達）を基本として得た額 （主な事業） (7) 農業用排水等整備事業 a 1工種 交付対象経費から事業費の100分の15を控除して得た額 b 2工種以上 交付対象経費から事業費の100分の12.5を控除して得た額 (イ) 一般農道（普通農道） 交付対象経費から事業費の100分の7.5	土地改良区、農業協同組合その他市長が適当と認める団体

基

盤

整

備

を控除して得た額

(ウ) ほ場等整備事業

交付対象経費から事業費の100分の12.5を控除して得た額

(エ) ため池等整備事業

交付対象経費から事業費の100分の6を控除して得た額

イ 団体営土地改良事業の場合にあつては、交付対象経費から事業費の100分の15（辺地対策事業債を活用する事業及び津市過疎地域自立促進計画（平成27年12月17日策定）2の(3)に記載された事業に相当する事業については事業費の100分の7.5）を控除して得た額

ウ 県単土地改良事業の場合にあつては、交付対象経費から事業費の100分の20（辺地対策事業債を活用する事業及び津市過疎地域自立促進計画2の(3)に記載された事業に相当する事業については事業費の100分の10）を控除して得た額

エ 市単独事業の場合にあつては、交付対象経費の100分の80（辺地対策事業債を活用する事業及び津市過疎地域自立促進計画2の(3)に記載された事業に相当する事業については100分の90）に相当する額

				<p>オ 土地改良区等営土地改良事業の場合にあつては「土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針について」を基本として得た額 (主な事業) (ア) 農地耕作条件改善事業 交付対象経費に市長が別に定める負担割合を乗じて得た額 (イ) 農業水路等長寿命化・防災減災事業 交付対象経費に市長が別に定める負担割合を乗じて得た額</p>	
			<p>(2) 事業採択に伴う調査に要する費用 (3) 事務費</p>	<p>(2) 交付対象経費 (3) 交付対象経費の2分の1を控除して得た額</p>	
2 災害復旧工事補助金	農地及び施設の災害復旧を行い、農業経営の安定を図る。	災害復旧事業	総事業費	<p>次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額 (1) 農地 交付対象経費の100分の70に相当する額 (2) 施設 交付対象経費の100分の80に相当する額</p>	土地改良区、農業協同組合その他市長が適当と認める団体
3 排水機電力料・燃料費補助金	水による農作物等の被害を防止する。	農業用排水施設整備事業	排水機の電力料及び燃料費	交付対象経費に相当する額	土地改良区、農業協同組合その他市長が適当と認める団体
4 農村環境整備事業補助金	農村地域の快適な生活環境の確保を図る。	環境整備事業	総事業費	交付対象経費に相当する額	市長が適当と認める団体
5 津市土地改良事業団体協議会事業補助金	土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、創造的な地域づくりを図る。	次に掲げる事業 (1) 地域振興事業 (2) 景観形成事業	津市土地改良事業団体協議会における地域振興事業、景観形成事業及び活動に要する費用	交付対象経費の2分の1に相当する額	津市土地改良事業団体協議会

林業振興	1 林業研究団体等活動支援補助金	林業後継者、林業従事者等の資質の向上及び育成強化を図る。	林業研究団体等活動支援事業	地域の林業振興を目的として結成した団体の調査、研究及び活動に要する費用	交付対象経費の3分の1に相当する額（10万円を限度額とする。）	市長が適当と認める団体
	2 木材振興対策事業補助金	木材生産技術の向上及び業界の組織の強化発展を図る。	木材振興対象事業	木材組合等が業界発展のために行う事業に要する費用	交付対象経費の3分の1に相当する額	市長が適当と認める団体
	3 強い森林づくり促進事業補助金	間伐等の森林整備を促進し、多面的機能を高度に発揮する強い森林の形成を図る。	次に掲げる事業 (1) 間伐促進事業 (2) 作業道等開設促進事業 (3) 植栽支援事業 (4) 作業道改良事業	(1)(2)(3) 森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日13林整整第885号林野庁長官通知）第5の3に基づき三重県が定める標準単価に事業量を乗じて得た額から当該事業について国及び三重県から交付される補助金の額を控除して得た額 (4) 作業道等の改良事業に要した費用	交付対象経費の2分の1に相当する額	市長が適当と認める団体、森林組合及び林業従事者
	4 林産物獣害対策事業補助金	造林及び林産物の生産意欲向上及び健全な森林育成並びに林産物の安定な生産を図る。	林産物獣害対策事業	造林及び林産物における獣害対策に要する費用	交付対象経費の100分の50に相当する額（100万円を限度額とする。）	市長が適当と認める団体、森林組合及び林業従事者
	5 里地里山保全活動促進事業補助金	地元住民による地域の自然を守り育てる活動を支援する。	里地里山保全活動促進事業	次に掲げる額の合計額 (1) 機械器具又は原材料費等の購入に要する費用等 (2) 普及啓発活動に要する費用	交付対象経費の2分の1に相当する額	三重県自然環境保全条例（平成15年三重県条例第2号）第30条第1項の規定による認定を受けた団体
	6 林道等整備事業補助金	林業生産基盤の整備等を図る。	林道等整備事業（市単独事業のものに限る。）	総事業費	交付対象経費の100分の80に相当する額	森林組合その他市長が適当と認める団体
	7 災害復旧工事補助金	林道及び作業道の災害復旧を行い、林業経営の安定を図る。	災害復旧事業	総事業費	交付対象経費の100分の80に相当する額	森林組合その他市長が適当と認める団体

